

介護事業者総合保険制度

のご案内

※年間を通していつでも中途加入いただける保険制度です。

一般的に販売されている介護事業者向けの賠償責任保険の中には、介護保険外自費サービス提供中の事故が補償されないものもあります！この機会に現在ご加入の保険についてご確認ください！



こんなケースに 要注意!

訪問介護の利用者に対して家事代行サービス(介護保険外自費サービス)を提供していた際に賠償事故が発生してしまった…



経営者の皆さま

介護保険外自費サービスは
保険の対象にならないなんて
知らなかった…

今契約している賠償責任保険で
補償対象になると考えていた…

詳しくは裏面をご覧ください。

介護事業者総合保険制度は介護保険外自費サービスにも対応!
4つの保険から必要な保険を選択してご加入いただくことができます。

①介護保険サービス 賠償責任保険…P1

(ウォームハート)

公的介護保険の給付対象サービスを提供中の
損害賠償責任を補償!

②介護保険外自費サービス 賠償責任保険…P3

(各種特約付賠償責任保険)

公的介護保険の給付対象外自費サービスを提供中の
損害賠償責任を補償!

③個人情報漏えい対応 保険…P5

(個人情報取扱事業者保険)

個人情報漏えい事故による損害賠償責任を
補償! マイナンバー制度にも対応!

④役職員傷害補償 保険…P7

(普通傷害保険)

役職員の業務中のケガを補償!

【普通傷害保険にご加入の皆さまへ】
2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、普通傷害保険の保険料(または保険金額)と補償内容の改定を行っております。
更新に際し、改定後の内容にてご案内いたしますので、P7を必ずご確認ください。

改定あり

詳しくはP7を
ご覧ください。

◆ご加入手続方法につきましてはP17をご覧ください。

◆年間を通じて中途加入が可能な制度です。現在契約されている保険の満期日から本制度へ切替えを希望される場合のお手続方法もP17に記載がありますのでご覧ください。

① 介護保険サービス賠償責任保険（日本国内のみ）

介護保険サービス賠償責任保険の概要

◆公的介護保険の給付対象となるサービス提供中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、他人の名誉を毀損したり、またはケアプランの作成の誤りなどにより他人の財産を侵害したことについて、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 業務遂行に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (2) 施設の所有、使用または管理に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (3) 生産物や業務の結果に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (4) 受託物の損壊等
- (5) 臨時借用自動車による対人・対物事故
- (6) プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害
- (7) 身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失（居宅介護支援・介護予防支援・相談支援が対象）

※上記（1）の「業務」とは次のことをいいます。

①介護保険法に定めるサービス

②①に付随して行うその他のサービスまたは支援

（福祉用具または補装具販売、住宅改修業務、介護予防住宅改修業務、配食、緊急通報、外出介助、家事援助、移送支援、移動支援等をいいます。）

※公的介護保険の給付対象とならないサービス提供中の事故は対象とならないため、P ③、P ④でご案内している②介護保険外自費サービス賠償責任保険とセットでご加入いただき、すべての介護関連業務に対する賠償リスクに備えることをおすすめします。

対象となる介護サービス・被保険者（補償を受けられる方）の範囲

- 公的介護保険の対象となるすべての介護サービスが補償の対象となります。
- 経済的損失は居宅介護支援事業、介護予防支援事業、相談支援事業が補償の対象となります。
- サービスを提供する事業者およびその役職員が被保険者（補償を受けられる方）となります。

ご加入タイプと年間保険料（一括払）

公的介護保険対象サービスの年間売上高（消費税込み）から計算して保険料を算出いただけます。保険金額の違う2タイプから選びください。

補償内容		Aタイプ 保険金額	Bタイプ 保険金額	自己負担額（1事故あたり）	
賠償責任	身体・財物共通	1事故・保険期間中	1億円	3億円	なし
	受託物	1事故・保険期間中	100万円	300万円	1万円
	（受託物のうち現金・貴重品*等）	1事故・保険期間中	10万円	30万円	5,000円
	人格権侵害	1名・1事故・保険期間中	1億円	3億円	なし
	経済的損失	1事故・保険期間中	100万円		なし

*貨幣、紙幣、有価証券、切手、宝石、貴金属、美術品、骨董品、その他これらに類する財物をいいます。

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ
公的介護保険対象サービスの売上高（消費税込み）1,000円あたりの年間保険料	1円	1.3円

保険料計算式

例：直近会計年度における公的介護保険対象サービスによる年間売上高（消費税込み）6,321万円の事業者の場合

Aタイプに加入⇒ 63,210千円× 1円/千円 = 63,210円

Bタイプに加入⇒ 63,210千円× 1.3円/千円 = 82,173円 → 82,170円

※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。

※本制度は確定保険料方式を採用しているため、保険期間終了後の確定精算は必要ありません。

※新規に介護事業を開業し、売上高実績がない場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金のお支払いの対象となる事故例



- 入浴の介助中に手を滑らせ、利用者にケガを負わせてしまった。
- 車椅子で移動中に操作を誤ったため、利用者が転倒し、骨折させた。
- 提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- 販売・貸与した福祉用具の欠陥が原因で、利用者がケガを負った。
- 利用者の個人的な情報を口頭で外部に漏えいし、プライバシー侵害で訴えられた。
※個人情報の漏えいは、口頭などの表示行為に起因するもの以外（盗難・紛失など）は対象となりませんので、③個人情報漏えい対応保険のご加入をおすすめします。
- 利用者から預かっていた現金を盗難されてしまった。
- ケアプランの作成を間違ったため、利用者が本来必要なサービスが受けられず、過大な経済負担が発生した。

お支払いする保険金の種類と内容

次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	内容
①損害賠償金	損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合…治療費、医療費、慰謝料など 対物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価格を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとした費用をお支払いします。 ただし、被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物見舞費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。

※②～⑧までについては、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害は対象となりません。

【賠償責任保険普通保険約款】

- 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類する自然現象に起因する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項】

- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 など

【施設所有管理者特約追加条項】

- 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任（住宅改修業務は除きます。）
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

【生産物特約条項】

- 生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） など

【受託者特約条項】

- 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任 など

【居室サービス・居室介護支援事業者等追加条項】

- 被保険者が行う工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 など

【人格権侵害担保条項】

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 など

【臨時借用自動車担保条項】

- 臨時借用自動車を用いて運搬中の財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺取られたことに起因する賠償責任 など

【居室介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項】

- 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任 など

※詳細につきましてはP 9 10 をご確認ください。

② 介護保険外自費サービス賠償責任保険（日本国内のみ）

介護保険外自費サービス賠償責任保険の概要

混合介護に対応

◆公的介護保険では給付対象とならない介護関連サービス（自費サービス）提供中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、他人の名誉を毀損^{きそん}したりしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 業務遂行に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (2) 施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (3) 生産物や業務の結果に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故
- (4) 受託物の損壊等
- (5) プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害

※介護保険サービス賠償責任保険とセットでご加入いただくことで、介護事業者が行うすべての介護関連業務に対する賠償リスクに対応できることとなります。

※介護保険外自費サービス賠償責任保険の単独加入も可能です。ただし、介護保険指定事業者にかぎります。

対象となる介護サービス・被保険者（補償の対象となる方）の範囲

- 公的介護保険で対象外となる介護関連サービス（自費サービス）がすべて補償の対象となります。
- サービスを提供する事業者およびその役職員が被保険者（保険の補償を受けられる方）となります。



ご加入タイプと年間保険料（一括払）

公的介護保険対象外自費サービスの年間売上高（消費税込み）から計算して保険料を算出いただきます。保険金額の違う2タイプからお選びください。

補償内容		Cタイプ 保険金額	Dタイプ 保険金額	自己負担額（1事故あたり）
身体・財物共通	1事故・保険期間中	1億円	3億円	なし
受託物	1事故・保険期間中	100万円	300万円	1万円
（受託物のうち現金・貴重品*等）	1事故・保険期間中	10万円	30万円	5,000円
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中	1億円	3億円	なし

※純粋経済損害の補償はありません。

*貨幣、紙幣、有価証券、切手、宝石、貴金属、美術品、骨董品^{こつどうひん}、その他これらに類する財物をいいます。

ご加入タイプ	Cタイプ	Dタイプ
公的介護保険対象外自費サービスの売上高（消費税込み）1,000円あたりの年間保険料	4円	5.2円

保険料計算式

例：直近会計年度における公的介護保険対象外自費サービスによる年間売上高511.6万円（消費税込み）の事業者の場合

Cタイプに加入⇒ 5,116千円× 4円/千円 = 20,464円 → 20,460円

Dタイプに加入⇒ 5,116千円× 5.2円/千円 = 26,603円 → 26,600円

※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。

※本制度は確定保険料方式を採用しているため、保険期間終了後の確定精算は必要ありません。

※新規に介護事業を開業し、売上高実績がない場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金のお支払いの対象となる事故例

- 介護保険外自費サービスとなる大掃除を行っていた際、誤って利用者の家具を破損させてしまった。
 - デパートでの買い物の際、介助ミスにより利用者が転倒し、骨折させてしまった。
 - 利用者の同居のご家族に対して提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
 - 利用者の部屋を模様替え中、利用者にケガを負わせてしまった。
 - 利用者の個人的な情報を口頭で外部に漏えいし、プライバシー侵害で訴えられた。
- ※個人情報の漏えいは、口頭などの表示行為に起因するもの以外（盗難・紛失など）は対象となりませんので、
③個人情報漏えい対応保険のご加入をお勧めします。
- 利用者から預かっていた現金を盗難されてしまった。



お支払いする保険金の種類と内容

次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	内容
①損害賠償金	損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合…治療費、医療費、慰謝料など 対物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価格を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。ただし、保険期間中 1,000 万円を限度とします。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要な費用をお支払いします。 ただし、被害者 1 名（法人の場合は 1 法人）につき、対人見舞費用 2 万円（死亡は 10 万円）、対物見舞費用 2 万円、保険期間中 1,000 万円を限度とします。

※②～⑧までについては、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害は対象となりません。

《共通（賠償責任保険普通保険約款）》

- 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

《賠償責任保険追加条項》

- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 など

《施設所有者管理特約追加条項》

- 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任（住宅改修業務は除きます。）

- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

《昇降機特約条項》

- 保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

《生産物特約条項》

- 生産物または仕事のかきに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） など

《受託者特約条項》

- 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任 など

《人格権侵害担保条項》

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 など

※詳細につきましてはP 10 11 をご確認ください。

③ 個人情報漏えい対応保険（日本国内のみ）

個人情報漏えい対応保険の概要

マイナンバー制度対応

◆日本国内において介護事業者が保有する個人情報を漏えいまたはその恐れが発生し、介護事業者（その役員を含みます。）が法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。また、事故が発生した際の被害者への見舞費用や通信費用、事故原因調査費用などに対しても保険金をお支払いします。

対象となる個人情報・被保険者の範囲

●個人情報とは、個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。ただし、個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

② 個人識別符号が含まれるもの

●個人情報漏えいとは、介護事業者の意図に反して、所有、使用または管理する（していたものを含みます。）または、管理を委託した個人情報が流出したことをいいます。

●被保険者（補償の対象となる方）は、介護事業者（法人である場合は役員を含みます。）となります。

※従業員が起こした行為により介護事業者が損害賠償責任を問われる場合には、補償の対象となります。



ご加入タイプと年間保険料（一括払）

公的介護保険対象サービスおよび公的介護保険対象外自費サービスを含めた年間売上高（消費税込み）の区分別保険料となっています。

区分			Eタイプ 保険金額
保険金額 (補償金額)	第三者への損害賠償に 関する補償	損害賠償金・その他の費用 (個人情報漏えい)	保険期間中 1億円
		損害賠償金・その他の費用 (企業情報漏えい)	保険期間中 1,000万円
	企業ブランド価値のき損を 防止・縮減するための補償	ブランドプロテクト費用 ※縮小てん補割合 90%	保険期間中 100万円

※1 精神的な苦痛に対する損害賠償金については、個人情報1件につき30万円が限度となります。

※2 企業情報の漏えいに対する損害賠償金については、自己負担額（免責金額）5万円となります。

※3 ブランドプロテクト費用保険金は、第三者への損害賠償に関する補償の外枠でのお支払いとなります。

売上高（消費税込み）区分	Eタイプ 年間保険料
5,000万円以下	20,000円
5,000万円超 1億円以下	30,000円
1億円超 1億5,000万円以下	40,000円
1億5,000万円超 2億円以下	45,000円

※上記売上高は公的介護保険給付対象サービスおよび公的介護保険対象外自費サービスを含めた法人単位の年間総売上高（消費税込み）でご加入いただけます。

※保険金をお支払いする際の自己負担額はありません。ただし、ブランドプロテクト費用部分は縮小てん補 90% が適用されるため、お支払いする保険金は損害額の 90%（100万円限度）となります。

※本制度は確定保険料方式を採用しているため、保険期間終了後の確定精算は必要ありません。

※新規に介護事業を開業し、売上高実績がない場合、売上高2億円超の保険料は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金のお支払いの対象となる事故例

- 利用者情報の入ったパソコンが盗まれ、情報がネット上に掲示された。
- 職員が、利用者の個人情報をもとに名簿業者に売却した。
- データ処理を外部業者に委託したところ、委託先の下請会社社員がデータを転売した。
- 車上荒らしにあい、大量の利用者情報が入ったカバンを盗まれた。
- ファックスやメールの誤送信により、利用者情報が外部に流出した。
- 個人情報データベースへ外部から不正アクセスがあり、個人情報が抜き出された。 など



お支払いする保険金の種類と内容

次の保険金をお支払いします。

保険金の種類		内容
第三者への損害賠償に関する補償	損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
	争訟費用	貴社（被保険者）が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	争訟対応費用	損害賠償請求に対処するために、貴社（被保険者）が支出した文書作成費用などの費用
	求償権保全費用	貴社（被保険者）が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用
	協力費用	貴社（被保険者）が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて貴社（被保険者）の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、貴社（被保険者）が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
ブランドプロテクト費用（企業ブランド価値のき損を防止・逡減するための補償）	メディア対応費用	貴社（被保険者）が謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用
	クレーム対応費用	被害者への謝罪文の作成・送付、見舞品の購入・送付のために貴社（被保険者）が支出した費用 被害者から損害賠償請求を受けた場合やデータの開示や利用停止の要求を受けた場合に、その対応のために貴社（被保険者）が支出した費用
	事故対応費用	被害の拡大を防止するために貴社（被保険者）が支出した費用 対応策等のコンサルティングを受けるために貴社（被保険者）が支出した費用 原因の調査費用や、臨時雇い費用など対応のために臨時に支出する費用
	損害賠償請求費用	貴社（被保険者）が支出した対応費用について、他の事業者の原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために貴社（被保険者）が支出する費用
企業情報の漏えいに関する補償	損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
	争訟費用	貴社（被保険者）が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害は対象となりません。

《第三者への損害賠償部分・ブランドプロテクト費用部分 共通》

- 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求 など

《第三者への損害賠償部分》

- 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
- 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求 など

《企業情報の漏えいの損害賠償部分》

- 株主代表訴訟による損害賠償請求 など

※詳細につきましてはP 11 12 をご確認ください。

補償アップ!

④ 役職員傷害補償保険

【普通傷害保険にご加入の皆さまへ】
2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、普通傷害保険の保険料（または保険金額）と補償内容の改定を行っております。更新に際し、改定後の内容にてご案内いたしますので、本ページにて必ずご確認ください。

役職員傷害補償保険の概要（普通傷害保険、就業中のみの危険補償特約、準記名式契約特約（一部付保）セット）

◆この補償制度は、介護事業者の役職員（パートの方を含みます。）の方が業務に従事中または通勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、政府労災とは別に死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。

ご加入タイプと年間保険料（一括払）

改定あり

ご加入タイプ		Fタイプ	Gタイプ	Hタイプ
保険金額	死亡・後遺障害保険金額（注）	250万円	550万円	1,200万円
	（上記のうち後遺障害保険金額）（注）	10万円～250万円	22万円～550万円	48万円～1,200万円
	入院保険金日額	2,500円	5,000円	10,000円
	通院保険金日額	1,300円	3,500円	5,500円

※本ページのすべてのご加入プランで「手術保険金」（入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍）がお支払いの対象となります。ただし、1事故につき1日の手術にかぎりあります。

（注）お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

《1名あたり年間保険料》

ご加入タイプ	Fタイプ	Gタイプ	Hタイプ
1日における最高稼働人数が19名までの事業者	3,740円	8,940円	16,370円
1日における最高稼働人数が20名以上の事業者	3,590円	8,570円	15,700円

※1日における最高稼働人数が20名以上の事業者の保険料は団体割引5%が適用されています。

保険料計算式

$$\boxed{\text{1名あたりの保険料（上表）}} \text{円} \times \boxed{\text{最高稼働人数}} \text{人} = \boxed{\text{年間保険料}} \text{円}$$

保険料計算例

例：役職員全員の人数（パートの方を含みます。）は40名で、1日あたりの（延べ）稼働人数は最高で22名、同時に勤務する最高人数は15名となる事業者の場合
最高稼働人数（加入者数）は、22名となります。Fタイプに加入する場合の計算式は次のとおりとなります。

$$1 \text{名あたり保険料} 3,590 \text{円} \times \text{最高稼働人数} 22 \text{名} = 78,980 \text{円（年間保険料）}$$

※被保険者（補償を受けられる役職員の方）の記名は不要です（準記名式契約）。ただし、被保険者となる方の名簿を備えつけていることが条件となります。

保険金のお支払いの対象となる事故例

- 利用者の入浴介助中に足を滑らせ、介助者が腰を打撲し通院した。
- 利用者への食事を提供中、介助者が手にヤケドを負い入院した。
- 利用者を抱きかかえた際に転倒し、介助者が腕を骨折してしまい入院した。
- 利用者を介護中に入居者の手が顔にあたり、介助者が裂傷を負い通院した。
- 業務のため自動車運転中に他の自動車と衝突し、入院し手術をした。
- 通勤途上に交通事故にあい、後遺障害が生じた。

など



お支払いする保険金の種類と内容

次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来の両方で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときはその日数について通院したもののみとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

- ※1 上記の保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
 ※2 上記の死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
 ※3 ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして上記の保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害は対象となりません。

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルタリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に關して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

※詳細につきましては、P 14 15 をご確認ください。

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kitan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明①

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

①介護保険サービス賠償責任保険（ウォームハート） ②介護保険外自費サービス賠償責任保険（施設賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険） ③個人情報漏えい対応保険（個人情報取扱事業者保険）のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：①介護保険サービス賠償責任保険…この商品は賠償責任保険普通約款に居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項・一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会追加条項等をセットしたものの（ウォームハート）です。

②介護保険外自費サービス賠償責任保険…この商品は賠償責任保険普通約款に施設所有管理者特約条項等をセットしたものです。

③個人情報漏えい対応保険…この商品は「個人情報取扱事業者保険」のペットネームであり、業務過誤賠償責任保険普通約款に個人情報取扱事業者特約条項等をセットしたものです。

■保険契約者：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会

■保険期間：令和元年12月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：令和元年11月20日

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：社福協の会員にかぎります。（本制度に新規にお申し込みいただけるのは、介護保険指定事業者にかぎらせていただきます。）

●被保険者：①介護保険サービス賠償責任保険、②介護保険外自費サービス賠償責任保険…社福協の会員およびその役員、③個人情報漏えい対応保険…社福協の会員およびその役員

●お手続き方法：P17「介護事業者総合保険制度 ご加入手続き方法」をご覧ください。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【保険金をお支払いする主な場合】

①介護保険サービス賠償責任保険（ウォームハート）：パンフレットP2をご覧ください。

②介護保険外自費サービス賠償責任保険：パンフレットP4をご覧ください。

③個人情報漏えい対応保険：パンフレットP6をご覧ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

※下記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

①介護保険サービス賠償責任保険（ウォームハート）

＜賠償責任保険普通約款＞

①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任

③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任

④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。

⑤被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

＜賠償責任保険追加条項＞

①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任

②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任

③汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任

④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任

＜施設所有管理者特約条項＞

①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任（注1）

②航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任

③屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

④支給財物（注2）の損壊に起因する賠償責任

⑤次のアからオに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注3）を損壊したことに起因する賠償責任

ア. 記名被保険者の役員または使用人

イ. 記名被保険者の協会員

ウ. 記名被保険者の下請負人

エ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

オ. ホームヘルパーの養成研修または福祉用具専門相談員養成研修の受講生

（注1）住宅改修業務は除きます。

（注2）支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいいます。

ア. 作業（注4）に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。

イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

（注3）受託財物

借用財物や支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。

（注4）作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

＜生産物特約条項＞

①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）

②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

<p>〈受託者特約条項〉</p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>③受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>ア. 自動車 イ. 車両（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。） ウ. 船舶（船種類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。） エ. 航空機</p> <p>〈居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項〉</p> <p>基本担保条項（住宅改修業務に関する特別）</p> <p>①被保険者が行う工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊</p> <p>②改修、修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止によるその改修、修理または加工作業の対象物の損壊</p> <p>③改修、修理、加工、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。）によるその対象物の損壊</p> <p>人格権侵害担保条項</p> <p>①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p>	<p>②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任</p> <p>③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任</p> <p>④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任</p> <p>⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。</p> <p>⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>臨時借用自動車担保条項</p> <p>①被保険者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）または雇用もしくはこれらに類する関係法令によって課せられる賠償責任</p> <p>②臨時借用自動車を用いて運搬中の財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任</p> <p>③臨時借用自動車自体または臨時借用自動車に連結されて使用される被牽引車（随伴車を含みます。）に対する賠償責任</p> <p>居宅介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項</p> <p>①被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任</p> <p>②身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>③人格権侵害もしくは宣伝障害または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>④業務の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>⑤通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任</p> <p>⑥業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任</p> <p>⑦保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>②介護保険外自費サービス賠償責任保険（施設賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険）</p>	
<p>【共通 賠償責任保険普通保険約款】</p> <p>①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。</p> <p>⑤被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>【共通 賠償責任保険追加条項】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任</p> <p>③汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任</p> <p>④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任</p> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任^(注) 下表をご参照ください。</p> <p>⑥修理または加工（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任</p> <p>⑦冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任</p> <p>⑧冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任</p> <p>【施設所有管理者特約条項】</p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任</p> <p>③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p>	<p>【昇降機特約条項】</p> <p>①保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任</p> <p>【人格権侵害補償】</p> <p>①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任</p> <p>③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任</p> <p>④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>⑤被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任</p> <p>⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。</p> <p>⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>【生産物特約条項】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p>④生産物が次のアからウのいずれかに該当する場合である場合は、その生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任</p> <p>ア. 医薬品等 イ. 農薬取扱法に規程する農薬 ウ. 食品衛生法に規程する食品</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【受託者特約条項】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見発された受託物の損壊に起因する賠償責任

- ⑥ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ア. 自動車
 - イ. 車両（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。）
 - ウ. 船舶（船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。）
 - エ. 航空機
- ⑦ 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

など

※ 「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことをいわず『管理財物』といいます。『管理財物』の範囲は次のとおりです。

	名称	定義	
1	所有財物	記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。	
2	受託財物（注1）	次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。	
		①借用財物	記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
		②支給財物	次のアおよびイの財物をいいます ア. 作業（注2）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注2）に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
		③販売・保管・運送受託物	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
④作業受託物	作業（注2）のために記名被保険者の所有または管理する施設内（注3）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。		
3	作業対象物（注4）	受託財物以外の作業（注2）の対象物をいいます。	

（注1） 受託財物：受託者賠償責任保険で補償の対象となります。

（注2） 作業：記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

（注3） 施設内：仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

（注4） 施設賠償責任保険・昇降機賠償責任保険では補償の対象となります。

③個人情報漏えい対応保険（個人情報取扱事業者保険）

第三者への損害賠償部分・ブランドプロテクト費用部分 共通

- (1) 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- (2) 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
- (3) 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- (4) 身体の障害（身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）および精神的苦痛または財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害に対する損害賠償請求
- (5) 初年度契約（※）開始日（週及日）より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
（※）継続契約以外のこの保険契約を言います。
- (6) 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- (7) 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- (8) 直接であると間接であると問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- (9) 他の被保険者からなされた損害賠償請求

第三者への損害賠償部分

- (1) 個人情報の利用目的（被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- (2) 偽りその他不正な手段による取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- (3) サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設定されていないことに起因する損害賠償請求
- (4) 個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求
- (5) 記名被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたことによる損害賠償請求
- (6) 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
- (7) 被保険者が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求

- (8) 被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - (9) 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - (10) 契約違反による違約金支払規定による加重された賠償責任
- など
- 企業情報の漏えいの損害賠償部分**
- (1) クレジットカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
 - (2) 株主代表訴訟による損害賠償請求
 - (3) 被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことにより起因する損害賠償請求
 - (4) 被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求
 - (5) 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - (6) 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 - (7) 被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生することによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
 - (8) 次のア. からウ. に掲げる契約上加重された責任または保証に起因する損害賠償請求 [ア. 契約上加重された責任または義務に起因する損害賠償請求 イ. 保証に起因する損害賠償請求 ウ. 対象業務の履行遅滞または履行不能に起因する損害賠償請求]
 - (9) 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに起因する損害賠償請求
 - (10) サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求
 - (11) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれにより起因する損害賠償請求
 - (12) 企業情報が正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- など

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または本人捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきますことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
<告知事項>
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

■通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故（災害）日時・事故（災害）原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - 専門機関による鑑定結果の照会
 - 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - 日本国外での調査
 - 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

〈受付時間〉
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 **0570-022808** 〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- このパンフレットは「介護事業者総合保険制度」の概要を説明したものです。この保険制度に関する詳しい内容やご加入手続きにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明②

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

④ 役職員傷害保険（普通傷害保険）のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：④役職員傷害保険…この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
- 保険期間：令和元年12月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和元年11月20日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：社福協の会員にかぎります。
 - 被保険者：社福協の会員の役職員（パートの方を含みます。）で業務に従事中の方。名簿の備え付けが必要となります。
 - お手続き方法：P17「介護事業者総合保険制度 ご加入手続き方法」をご覧ください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 満期返れい金：契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、業務に従事中または通勤途上に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。（就業中のみの危険補償特約セット）

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸気した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
- 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心臓喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルタリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 （事故の発生の日から180日以内の90日限度） (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

用語の説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - 〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者職業または職務
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - ★被保険者の人数
 - (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払する場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を減額してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - 〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 〈重大事由による解除等〉
 - 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 〈他の身体障害または疾病の影響〉
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

- (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額
保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

- *1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
*2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

介護事業者総合保険制度 ご加入手続方法

(1) 保険期間

令和元年12月1日午後4時から令和2年12月1日午後4時まで（1年間）

(2) 加入対象者および記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）

社福協の会員にかぎりません。（本制度に新規にお申し込みいただけるのは、介護保険指定事業者で法人格を有した事業者にかぎらせていただきます。）

(3) ご加入単位

- ・本制度は社福協の会員事業者による法人単位でのご加入となります。
- ・事業所が複数ある場合も年間総売上高（消費税込み）でご加入いただくことですべての事業所が対象となります。

(4) ご加入手続

①同封の『社福協 介護事業者総合保険制度 加入依頼書』に必要事項をご記入のうえ、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会（団体保険契約者）にご送付ください。

申込締切日：令和元年11月20日（水）

申込締切日後であっても、年間を通じて中途加入が可能です。

②保険料は、直近会計年度の売上高（消費税込み）などで計算した金額を令和元年11月20日（水）までに次の振込先までお振込みください。振込の前に計算誤りがないかを今一度ご確認ください。

みずほ銀行 新橋支店 普通預金 No. 2573065

口座名義 一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会（略称 シフキ）

※振込手数料はお客さま負担となります。

(5) ご加入手続完了後、加入者証を発行します。

本年12月1日（保険期間の初日）からご加入の場合

○上記（4）の通り11月20日までに「介護事業者総合保険制度加入依頼書」のご送付と保険料振込のお手続きをお願いします。

○現在加入されている同種の保険がある場合は、ご加入の保険会社および取扱代理店に12月1日付で解約する旨を必ず連絡してください。

※ご加入時に年間保険料をお支払いされている場合は、通常は未経過分の保険料が返れいされます。

現在加入されている保険の満期日に合わせご加入の場合（中途加入）

○年間を通じて中途加入が可能です。現在加入されている保険の満期日を確認し、手続を行ってください。

○中途加入の場合は毎月20日（土日祝祭日の場合は前営業日）が加入依頼書と保険料入金の日となり、補償期間の開始は翌月1日の午後4時から令和2年12月1日午後4時までとなります。

※現在加入されている保険の満期日が1日以外であり、本制度のご加入日（補償開始日）をその日付に合わせたいなどのご希望がある場合には、事前に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。

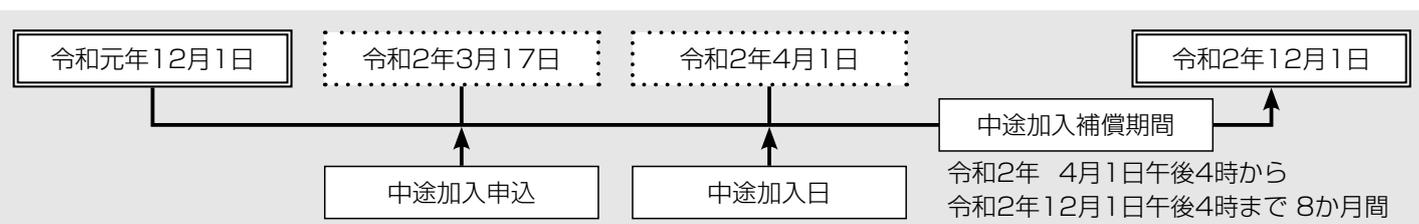
○中途加入の保険料は加入期間に応じた月割計算となります。中途加入日に応じた月割係数（下表）を年間保険料に乗じて保険料を算出してください。

※最終の計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。

【中途加入日と月割係数】

中途加入日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日
月割係数	$\frac{11}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$

令和2年4月1日に中途加入される場合の加入例



保険料計算例：直近会計年度における年間売上高（消費税込み）6,321万円の事業者がBタイプにご加入いただく場合

$$63,210千円 \times 1.3円/千円 \times \frac{\text{加入期間8か月}}{12か月} = 54,782円 \rightarrow 54,780円 \dots\dots 4月1日付中途加入保険料$$

↑
中途加入の月割係数 1円単位を四捨五入

介護事業者総合保険 加入依頼書の記載例

加入依頼書作成におけるご注意事項など

- ・誤って記入した場合は誤記入箇所に二重線を引き、正しい内容を余白にご記入ください。
- ・保険料算出の基礎となる売上高および最高稼働人数は正しくご申告ください。正しいご申告をいただかないと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ・④役員傷害補償保険の★印（加入依頼書の裏面を含む。）の事項は、ご加入にあたってお申し出いただく重要な事項（告知事項）です。★印の事項が事実と相違している場合には、「ご契約を解除させていただくこと」または「保険金をお支払いできないこと」がありますので、ご記入にあたっては十分にご確認ください。ご記入いただいた項目を変更される場合は、変更日までご連絡ください。
- ・①介護保険サービス賠償責任保険・②介護保険外自費サービス賠償責任保険・③個人情報漏えい対応保険に関しましては加入依頼書記載事項全般が告知事項となります。また同種の補償を受けられる他の保険契約を裏面にご記入ください。

記載例

社福協 介護事業者総合保険制度 加入依頼書 (令和元年度版)

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 御中

パンフレット記載の重要事項等説明書を受領・確認し、損保ジャパン日本興亜公式サイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) に掲載の個人情報の取扱いに同意のうえ、貴協会の保険制度に下記内容で申し込みます。

加入依頼日 (中途加入日)	令和 年 11 月 8 日 令和 年 月 日
郵便番号	160 - 8338
TEL	03-3593-5110
FAX	03-3593-5369
住所	フリガナ トウキョウトシンジュククニシシンジュク1-26-1 東京都新宿区西新宿1-26-1
法人名	フリガナ カブシキガイシャS JNKカイゴサービス 株式会社S JNK介護サービス
法人印	
担当者名	フリガナ カイゴ タロウ 介護 太郎

実際に記入された日をご記入ください。

フリガナも必ずご記入ください。

法人印を必ず押印してください。

①介護保険サービス賠償責任保険

ご加入タイプ	A	保険料計算式 年間売上高 (公的介護保険対象サービス部分) <input type="text" value=""/> 千円 × $\frac{1.0}{千円}$ × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value=""/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。
	B	保険料計算式 年間売上高 (公的介護保険対象サービス部分) <input type="text" value="63,210"/> 千円 × $\frac{1.3}{千円}$ × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value="82,170"/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。

ご加入いただく保険種類に○をしてください。

②介護保険外自費サービス賠償責任保険

ご加入タイプ	C	保険料計算式 年間売上高 (公的介護保険対象外サービス部分) <input type="text" value="5,116"/> 千円 × $\frac{4.0}{千円}$ × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value="20,460"/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。
	D	保険料計算式 年間売上高 (公的介護保険対象外サービス部分) <input type="text" value=""/> 千円 × $\frac{5.2}{千円}$ × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value=""/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。

直近会計年度の消費税を含めた年間売上高は千円単位（百円以下切捨て）まで正確な数字をご申告ください。

③個人情報漏えい対応保険

Eタイプ	年間売上高 <input type="text" value="68,326"/> 千円 ⇒ $\frac{30,000}{千円}$ × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value="30,000"/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。
------	---

④役員傷害補償保険

ご加入タイプ	F	最高稼働人数☆ <input type="text" value="22"/> × 1名あたり保険料 <input type="text" value="3,590"/> 円 × $\frac{1}{12}$ = <input type="text" value="78,980"/> 円 ※計算結果は1円位を四捨五入して10円単位とします。
	G H	職種★ <input type="text" value="介護従事者"/>

ご加入いただく各保険の保険料を合計し、ご記入ください。
この金額が振込金額となります。

合計 ① + ② + ③ + ④ = 合計保険料 円

※保険料算出の基礎となる年間売上高および最大稼働人数は正しくご申告ください。正しいご申告をいただかないと保険金をお支払いできない場合があります。(年間売上高は直近会計年度の年間売上高となり、消費税込みの金額です。)

※12月1日（ご契約期間の初日）からご加入いただく場合は、月割係数を計算過程に含める必要はありません。

※パンフレットP18の記載例に従ってご記入ください。

※裏面もご覧ください。

※記入もれや記載内容に誤りがないかご確認ください。

※誤って記入された場合は、誤記入箇所に二重線を引き、正しい内容を余白にご記入ください。

介護保険外自費サービスに対する保険加入の必要性

～介護保険外の自費サービスを提供している事業者の皆さまへ～

- 介護事業者を対象とした一般的な賠償責任保険では、公的介護保険の対象サービスのみを補償し、介護保険外自費サービス提供中の賠償事故を補償の対象外としているケースがあります！

現在ご加入の保険はこんな補償内容になっていませんか？

補償の対象	補償の対象外	補償の対象外
		
公的介護保険対象サービス	大掃除・模様替え中の事故 (公的介護保険外自費サービス)	利用者の家族への家事援助中の事故 (公的介護保険外自費サービス)

- また、公的介護保険外自費サービスが補償される場合でも、補償されるサービス対象が限定されているケースもあります！

次のような公的介護保険外自費サービス提供中の事故は補償対象に入っていますか？

		
庭の手入れ中の事故	寝具洗濯中の事故	おせちなど特別な料理中の事故

- 本制度の②介護保険外自費サービス賠償責任保険は介護保険外自費サービスをすべて包括して補償しますので安心です！
- ①介護保険サービス賠償責任保険と②介護保険外自費サービス賠償責任保険をセットでご加入いただくことで、賠償事故に対する万全の備えが可能となります。
(どちらか一方のみでもご加入いただけます。)

団体保険契約者

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目5番11号 TEL 03-3595-1555 FAX 03-3595-1559

受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社コーセイ

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目9番8号 ヤエスメッグビル5階 TEL 03-3510-7910 FAX 03-3510-7915

受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 TEL 03-3349-5137

受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

- このパンフレットは「介護事業者総合保険制度」の概要を説明したものです。
この保険制度に関する詳しい内容やご加入手続きにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。